

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 17-関東 119- 1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成 17 年 12 月 7 日
【会社名】 みずほ信託銀行株式会社
【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 取締役社長 池田 輝彦
【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
【電話番号】 03 (3278) 8111 (大代表)
【事務連絡者氏名】 経営企画部次長 小泉 慎
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
【電話番号】 03 (3278) 8111 (大代表)
【事務連絡者氏名】 経営企画部次長 小泉 慎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 第 1 回無担保社債 (10 年債) 30,000 百万円
第 2 回無担保社債 (15 年債) 10,000 百万円
計 40,000 百万円

【発行登録書の内容】

| | |
|-----------|------------------|
| 提出日 | 平成 17 年 9 月 20 日 |
| 効力発生日 | 平成 17 年 9 月 28 日 |
| 有効期限 | 平成 19 年 9 月 27 日 |
| 発行登録番号 | 17-関東 119 |
| 発行予定額 (円) | 100,000 百万円 |

【これまでの募集実績】

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額 (円) | 減額による訂正年月日 | 減額金額 (円) |
|-----------|-------|------------|------------|----------|
| — | — | — | — | — |
| 実績合計額 (円) | | なし (なし) | 減額総額 (円) | なし |

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

100,000 百万円
(100,000 百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません

【縦覧に供する場所】

みずほ信託銀行株式会社浦和支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目 6 番 18 号)
みずほ信託銀行株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目 6 番 1 号)
みずほ信託銀行株式会社千葉支店
(千葉市中央区新町 1000 番地)
みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目 2 番 6 号)
みずほ信託銀行株式会社大阪支店
(大阪市北区曾根崎二丁目 11 番 16 号)
みずほ信託銀行株式会社神戸支店
(神戸市中央区三宮町一丁目 3 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

[社債管理会社を設置しない場合]

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

| | |
|------------------|--|
| 銘柄 | みずほ信託銀行株式会社第1回無担保社債（劣後特約付） |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金30,000百万円 |
| 各社債の金額（円） | 金1億円の1種 |
| 発行価額の総額（円） | 金30,000百万円 |
| 発行価格（円） | 額面100円につき金100円 |
| 利率（%） | 年1.91% |
| 利払日 | 毎年6月20日および12月20日 |
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息の計算期間</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成18年6月20日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。ただし、平成27年6月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（注）3に定める劣後特約に従う。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「12. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）」）記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 平成27年12月21日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成27年12月21日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえでこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項のほか、別記（注）3に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「12. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）」）記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成17年12月7日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受証券会社の本店および国内各支店 |
| 払込期日 | 平成17年12月20日 |
| 振替機関・登録機関 | 登録機関 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 |
| 担保 | 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |

| | |
|--------|--|
| 財務上の特約 | 本社債には財務上の特約は付されていない。 |
| 取得格付 | 1. 取得格付 A- (シングルAマイナス) 2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 平成17年12月7日 |
| | 1. 取得格付 A (シングルA) 2. 指定格付機関の名称 株式会社日本格付研究所 3. 格付取得日 平成17年12月7日 |
| | 1. 取得格付 A2 (シングルA2) 2. 指定格付機関の名称 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 3. 格付取得日 平成17年12月7日 |

(注) 1. 社債管理会社の不設置

(1) 本社債には商法第 297 条ただし書に基づき、社債管理会社は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

3. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本 (1) ③を除き本 (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本 (1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および (iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本 (1) ③を除き本 (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本 (1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および (iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本 (1) ③を除き本 (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本 (1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および (iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本 (1) ①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本 (1) ①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 上記(1)①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1)③を除き上記(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1)①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1)①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 登録の抹消による社債券の交付

当社は、社債権者より登録した本社債について登録機関を経由して登録を抹消し、社債券の発行を請求された場合には、当該社債券を交付する。

5. 社債券の喪失等

(1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り社債券を交付する。

(2) 本社債の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。ただし、上記(1)に準じて公示催告の手続きをし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したものに対してはその利息を支払う。

(3) 本社債の社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

6. 代り社債券等の交付の費用

代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。本社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合も同様とする。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)3(2)の規定に反しない範囲で、本(注)12を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 上記(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 社債等登録法に基づく応募者登録の費用

(2) 本(注)7に定める公告に関する費用

(3) 本(注)10に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金支払事務取扱者(元利金支払場所)

みずほ信託銀行株式会社 本店

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|------------------|-----------------------|---------------|--|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 19,200 | 1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。 |
| みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号 | 2,500 | |
| 新光証券株式会社 | 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 | 2,500 | |
| 野村証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 2,300 | |
| 日興シティグループ証券株式会社 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | 2,300 | |
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 | 1,200 | |
| 計 | — | 30,000 | — |

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（15年債）】

| | |
|------------------|---|
| 銘柄 | みずほ信託銀行株式会社第2回無担保社債（劣後特約付） |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 |
| 券面総額又は振替社債の総額（円） | 金10,000百万円 |
| 各社債の金額（円） | 金1億円の1種 |
| 発行価額の総額（円） | 金10,000百万円 |
| 発行価格（円） | 額面100円につき金100円 |
| 利率（%） | 年2.24% |
| 利払日 | 毎年6月20日および12月20日 |
| 利息支払の方法 | <p>1. 利息の計算期間</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成18年6月20日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。ただし、平成32年6月20日の翌日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（注）3に定める劣後特約に従う。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記（注）「12. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）」記載のとおり。</p> |
| 償還期限 | 平成32年12月21日 |
| 償還の方法 | <p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年12月21日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえでこれを行うことができる。</p> <p>(4) 本社債の償還については、本項のほか、別記（注）3に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記（注）「12. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）」記載のとおり。</p> |
| 募集の方法 | 一般募集 |
| 申込証拠金（円） | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 |
| 申込期間 | 平成17年12月7日 |
| 申込取扱場所 | 別項引受証券会社の本店および国内各支店 |
| 払込期日 | 平成17年12月20日 |
| 振替機関・登録機関 | 登録機関 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 |
| 担保 | 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 財務上の特約 | 本社債には財務上の特約は付されていない。 |
| 取得格付 | <p>1. 取得格付 A－（シングルAマイナス）</p> <p>2. 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付取得日 平成17年12月7日</p> |

| | | |
|--|--------------|-------------------------|
| | 1. 取得格付 | A (シングルA) |
| | 2. 指定格付機関の名称 | 株式会社日本格付研究所 |
| | 3. 格付取得日 | 平成17年12月7日 |
| | 1. 取得格付 | A 2 (シングルA 2) |
| | 2. 指定格付機関の名称 | ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク |
| | 3. 格付取得日 | 平成17年12月7日 |

(注) 1. 社債管理会社の不設置

(1) 本社債には商法第 297 条ただし書に基づき、社債管理会社は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、本社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

3. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本 (1) ③を除き本 (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本 (1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および (iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本 (1) ③を除き本 (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本 (1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および (iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 本 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本 (1) ③を除き本 (1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本 (1) ①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および (iii) 本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本 (1) ①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本 (1) ①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、(i) 本社債に基づく債権、(ii) 上記 (1) ①乃至④と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、上記 (1) ③を除き上記 (1) と実質的に同じ条件を

- 付された債権は、上記(1)①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および(iii)本社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 劣後特約に反する支払の禁止
本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1)①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。
- (4) 相殺禁止
当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1)①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 上記(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。
4. 登録の抹消による社債券の交付
当社は、社債権者より登録した本社債について登録機関を経由して登録を抹消し、社債券の発行を請求された場合には、当該社債券を交付する。
5. 社債券の喪失等
(1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告のし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り社債券を交付する。
(2) 本社債の利札を喪失したときは、代り利札はこれを交付しない。ただし、上記(1)に準じて公示催告のし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。
(3) 本社債の社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
6. 代り社債券等の交付の費用
代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。本社債の登録を抹消して社債券の交付の請求があった場合も同様とする。
7. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
8. 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
9. 社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)3(2)の規定に反しない範囲で、本(注)12を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、裁判所の許可を得たうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
(2) 上記(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
10. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。
(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本社債総額の10分の1以上に当たる社債権者は、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
11. 費用の負担
以下に定める費用は当社の負担とする。
(1) 社債等登録法に基づく応募者登録の費用
(2) 本(注)7に定める公告に関する費用
(3) 本(注)10に定める社債権者集会に関する費用
12. 元利金支払事務取扱者(元利金支払場所)
みずほ信託銀行株式会社 本店

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（15年債）】

(1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受金額 (百万円) | 引受けの条件 |
|------------------|-----------------------|---------------|--|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 6,500 | 1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金50銭とする。 |
| みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号 | 800 | |
| 新光証券株式会社 | 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 | 800 | |
| 野村証券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 700 | |
| 日興シティグループ証券株式会社 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | 700 | |
| 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 | 500 | |
| 計 | — | 10,000 | — |

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（百万円） | 発行諸費用の概算額（百万円） | 差引手取概算額（百万円） |
|--------------|----------------|--------------|
| 40,000 | 190 | 39,810 |

(注) 上記金額は、第1回無担保社債および第2回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額39,810百万円は、長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第135期（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日） 平成17年6月29日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成17年12月7日）までに、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成17年10月3日に関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成17年7月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書（第135期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成17年12月7日）までの間において生じた変更または追加は以下のとおりであります。以下の記載に含まれている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成17年12月7日）現在において判断したものであります。なお、変更または追加となった箇所は下線で示しております。

また、以下の記載以外の当該有価証券報告書中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成17年12月7日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

1 財務面に関するリスク

(3) 自己資本比率に係るリスク

② 規制の変更による自己資本比率の低下

金融庁が平成17年3月に公表した金融改革プログラム「工程表」においては、自己資本比率規制における繰延税金資産の算入適正化ルールについて検討するとされており、平成17年9月に公表された改正案においては、自己資本比率規制における自己資本のうち、基本的項目（Tier I）に占める繰延税金資産の割合（上限）を、平成18年3月末以降段階的に引き下げるものとされております。

また、日本の銀行の自己資本比率規制は、バーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、バーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制の内容変更に伴い、日本においても平成19年3月末より新規規制が適用になる予定です。

その見直しに伴って、当社の自己資本比率が変動する可能性があります。

これらの規制の変更の結果として、当社の自己資本比率が低下した場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 上場廃止に関するリスク

当社は、東京証券取引所、大阪証券取引所に上場しておりますが、当社の株式につきましては、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが普通株式の74.6%を保有しております。平成17年1月に東京証券取引所の上場廃止基準が改正となった（※1）ことに伴い、平成18年3月末時点で少数特定者持株数が上場株式数の75%を超えることにより当該基準に抵触し、さらに平成19年3月末までに解消できなかった場合は上場廃止となる可能性があります。

なお、平成17年5月に親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが発表いたしました、当社普通株式2億5千万株の有価証券処分信託の設定により、平成17年9月末時点の親会社の当社普通株式保有比率は69.6%まで低下しました。その結果、東京証券取引所の上場廃止基準の対象である少数特定者持株比率は、平成17年9月末時点で75%を下回っております。

（※1）東京証券取引所の上場廃止基準の改正…少数特定者持株数が上場株式数の75%（変更前は80%）を超えている場合において、1年以内に上場株式数の75%（変更前は80%）以下とならないときは上場廃止手続となります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

みずほ信託銀行株式会社本店
（東京都中央区八重洲一丁目2番1号）
みずほ信託銀行株式会社浦和支店
（さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号）
みずほ信託銀行株式会社横浜支店
（横浜市西区北幸一丁目6番1号）
みずほ信託銀行株式会社千葉支店
（千葉市中央区新町1000番地）
みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
（名古屋市中区栄三丁目2番6号）
みずほ信託銀行株式会社大阪支店
（大阪市北区曽根崎二丁目11番16号）
みずほ信託銀行株式会社神戸支店
（神戸市中央区三宮町一丁目3番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし